

平成30年度国土交通大臣認定移送サービス運転者講習会 開催要領

特定非営利活動法人 長野県ハンディキャブ連絡会

道路運送法の一部改正（平成18年10月1日施行）により、NPO等非営利団体による福祉有償運送は、許可制から登録制度になりました。登録にあたっては、運営協議会で協議が整っていることのほか、団体は一定の要件を備えた運転者を確保することが必要です。当法人では、運転者の要件にかかる国土交通大臣認定「福祉有償運送(セダン等含)運転者講習会」及び「市町村運営有償運送・公共交通空白地有償運送運転者講習会」について、下記のとおり開催します。

記

1 主催 特定非営利活動法人 長野県ハンディキャブ連絡会

2 共催 長野県・社会福祉法人 長野県社会福祉協議会

3 日程・会場（予定）

■福祉有償運送(セダン等含む)（各日 9:00~17:00 予定）

※受講は 講義1日+実技1日 計2日間です。

回	期 日	内 容	会 場	定員
1	平成30年6月30日（土）	全体講義	中南信免許センター（塩尻市）	60
	平成30年7月14日（土）	※実技①	中南信運転免許センター（塩尻市）	30
	平成30年7月21日（土）	※実技②	いつわ苑（長野市）	30
2	平成30年8月19日（日）	全体講義	中南信運転免許センター（塩尻市）	30
	平成30年9月1日（土）	実技	中南信運転免許センター（塩尻市）	30
3	平成30年10月6日（土）	講義	いつわ苑（長野市）	30
	平成30年10月20日（土）	実技	いつわ苑・（長野市）	30
4	平成31年3月2日（土）	講義	いつわ苑（長野市）	30
	平成31年3月9日（土）	実技	いつわ苑（長野市）	30

※第1回福祉有償運送運転研修実技は①か②どちらか1日の受講となります。

■市町村運営有償運送・公共交通空白地有償運送（9:00～17:00 予定）

※受講は 講義+実技 計1日間です。

回	期 日	内 容	会 場	定員
1	平成 30 年 6 月 30 日（土）	講義 実技	中南信運転免許センター（塩尻市） （普通車のみ）	10
2	平成 30 年 8 月 19 日（日）	講義 実技	中南信運転免許センター（塩尻市） （普通車・大型車）	10
3	平成 30 年 10 月 6 日（土）	講義 実技	いつわ苑（長野市） （普通車のみ）	10
4	平成 31 年 3 月 2 日（土）	講義 実技	いつわ苑（長野市） （普通車のみ）	10

※福祉有償運送運転者研修各講義日と同日開催となりますが、福祉有償運送運転者研修と市町村・公共交通空白地有償運送運転者研修は同時に受講できません。

※大型車（マイクロバス）による実技を希望される方は第2回にお申込みください。

4 募集定員 （福祉有償運送）第1回全体講義60名、実技各30名・第2・3・4回 30名
（市町村運営有償運送・公共交通空白地有償運送） 各10名

5 受講者要件 法人によって期限等が異なりますので、次の順に優先して受講を認めます。

- ① 新規法人が推薦する運転者
- ② 道路運送法第78条第3号に基づく許可を取得している法人が推薦する運転者

6 受講料 （福祉有償運送） 15,000 円
（市町村・過疎地） 12,000 円

※受講料には、①講義編、実技編両講座受講料、②教材費 2,000 円 を含みます。

※受講料は事前振込みとなります。詳細については、受講決定通知の際にお知らせいたします。

7 受講コース 法人の移送実施内容により、受講が義務付けられている講習が異なりますが、本講習では下記のとおりコースを修了することとなります。

	移送実施内容	コース名
・福祉有償運送 ・市町村運営有償運送 (市町村福祉輸送)	・福祉車両（改造車）のみを使用して福祉有償運送を行っている（又は行う予定の）法人 ・道路運送法第78条第3号に基づく許可を取得している法人	福祉移送コース
	・セダン車両（福祉車両以外の車両）を使用（または福祉車両と併用）して福祉有償運送を行っている（又は行う予定の）法人	セダン移送コース
・市町村運営有償運送 ・公共交通空白地有償運送	・市町村運営有償運送・公共交通空白地有償運送を行っている（又は行う予定の）法人	市町村運営等移送コース

8 参加申込 別紙様式（ホームページ上よりダウンロード）により、法人ごとに申込書（登録または許可書の写しを添付）をFAXまたは郵送で申し込んでください。

9 申込期間 福祉有償運送(セダン等含む)・市町村運営有償運送・公共交通空白地有償運送

	申込開始日	申込締切日
第1回	平成30年5月14日（月）	平成30年6月15日（金）
第2回	平成30年7月2日（月）	平成30年8月3日（金）
第3回	平成30年8月20日（月）	平成30年9月21日（金）
第4回	平成31年1月15日（火）	平成31年2月15日（金）

※申込開始日以前及び締切り後の申込はお受けできません。

申込書様式ダウンロードページ

長野県ハンディキャブ連絡会ウェブサイト ※『長野県ハンディキャブ連絡会』で検索してください。

<http://www.mystep.jp>

長野県社会福祉協議会ホームページ ※『ふれあいネット信州』で検索してください。

<http://www.nsyakyo.or.jp/>

10 講習内容

① 講義編 (9:00～17:00)

- ・移送サービス概論(国内の移送サービスの歴史と現状、意義)
- ・移送サービスに関する法律理解(道路交通法・道路運送法他、関係する制度、守秘義務)
- ・移送サービスの利用者を理解する
- ・移送サービスでの運転(移送サービスにおける安全運転の心構え／運転マナー)
- ・安全・安心な運行と緊急時の対応、リスク対応／リスク防止
- ・福祉車両の特性について

② 実技編 (9:00～17:00)

- ・傾聴とコミュニケーション(座学・演習)(声掛け／会話のポイント他)
- ・接遇及び介助(座学・演習)
- ・車両の特性と取り扱い(実技)
- ・運転実技講習(利用者体験、移送サービスに必要な運転技術)
- ・セダン実技

※市町村・公共交通空白地運送はカリキュラムが一部異なります。

11 留意事項

- ・受講の可否、当日の注意事項、受講料の入金については、各回の締切り後、法人ごとにお送りする受講決定通知で、ご案内します。
- ・受講料入金後のキャンセルの場合、原則として受講料の返還はいたしません。
- ・規定の全日程を受講しない場合、会場を間違えた場合、当日の受付時刻に遅刻した場合、受講状況等に問題が見られる場合など、国土交通大臣の認定条件により、修了を認めない場合等がありますので、御承知ください。この場合も、受講料の返還はいたしません。
- ・受講申込者数、会場、講師等の都合により日程および会場を変更、追加する場合があります。その場合は受講日までに変更通知をお申込み頂きました法人宛てにお送りします。
- ・修了証は、後日お申込み頂きました法人宛てに受講者分をまとめてお送りします。受講者数によっては、発送までに1ヶ月程度お時間を頂きます。
- ・申込時に提出いただいた個人情報、講習会運営の目的のみに使用し、それ以外の目的で利用、あるいは第三者に提供することはありません。

12 その他

- ・一回の講習会に受講できる受講者数には限りがございます。それぞれの法人におかれましては、運転者の人数、許可期限、講習の開催予定等を十分に勘案の上で、運転者の増員又は入れ替えを行われるよう、御配慮ください。
- ・申込書等の必要な様式の追加がありましたら、ウェブサイト上からダウンロードしてお使いください。

特定非営利活動法人 長野県ハンディキャブ連絡会 担当：米山
〒381-0034 長野市高田 941-5 (社福 信濃の星 高田センター内)
Tel : 080-6932-7844 Fax : 026-274-5528
E-mail : yorimichi-rb@mx1.avis.ne.jp